

矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務に係るプロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務における受託者を決定するにあたり、応募のあった企画提案者から、当該業務の趣旨に合致し、かつ提案内容が最も適切と認められるものを選定するため、審査方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

- (1) 選定委員は、「矢掛町定額タクシー事業のシステム実装及び実証業務に係る企画提案選定委員会」に定める者を充てる。
- (2) 選定委員は、企画提案者と利害関係を有すると認められる場合には、当該審査に参加することはできない。
- (3) 各委員は、業者選定業者選定審査基準表を用いて、企画提案の審査を行い、その結果を記入する。
- (4) 前記(3)の各委員の評点の合計点を算出する。

3 受託候補者の選定

- (1) 上記2(4)の合計点が最も高い提案をした者を受託候補者とする。
- (2) 企画提案者が1者であった場合でも審査を実施することとし、本要領、仕様書等を満たす判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。
- (3) 評価点の最も高い団体が2以上あるときは、委員の過半数の支持を得た団体を上位者とする。この場合において、団体に対する委員の支持が同数となった場合は、委員長が上位者を選定するものとする。
- (4) 審査の結果、全ての団体が適正でないと委員会が判断した場合は「候補者なし」とする。
- (5) 受託候補者が契約に応じない場合は、その者から事情を聴取の上、その者を受託候補者とせず、次点の者を受託候補者とすることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月12日から施行する。